

岩 手 県 報

第 1 0 3 5 0 号
平 成 1 6 年 4 月 2 0 日
火 曜 日

毎 週 火 ・ 金 曜 日 2 回 発 行

目 次

告 示

頁

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請……（地域企画室）	1
○生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関の指定（なかさと歯科医院）……（地域福祉課）	2
○生活保護法の規定による介護扶助のための機関の指定……（ 〃 ）	2
○生活保護法の規定による指定介護機関の事業の廃止（介護センターカシオペア）……（ 〃 ）	2
○生活保護法の規定による指定医療機関の廃止（荻野医院）……（ 〃 ）	3
○特定計量器の定期検査の実施……（岩手県工業技術センター）	3
○県営土地改良事業計画の変更（古城北部地区）……（農村計画課）	3
○国土調査の指定……（ 〃 ）	3
○字区域の変更（北上市）……（農村建設課）	3
○地積を特に減じて換地を定める土地の指定……（ 〃 ）	4
○保安林の指定の解除……（森林保全課）	5
○漁船損害等補償法の規定による指定漁船の普通損害保険に付すべき義務の消滅……（水産振興課）	5
○漁船損害等補償法の規定による加入区の指定の変更の廃止……（ 〃 ）	5
○漁船損害等補償法の規定による加入区として指定されたものとみなされたものの改正……（ 〃 ）	5
○漁船損害等補償法の規定による加入区の指定の改正……（ 〃 ）	5
○基本測量の実施……（建設技術振興課）	5
○基本測量の実施の終了……（ 〃 ）	6
○建設業の許可の取消し……（ 〃 ）	6
○道路の区域の変更……（道路環境課）	8
○県道の供用の開始……（ 〃 ）	8

盛岡地方振興局長告示

○身体障害者福祉法の規定による指定居宅支援事業者の指定……	8
○身体障害者福祉法の規定による指定居宅支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更……	8

千厩地方振興局長告示

○身体障害者福祉法の規定による指定居宅支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更……	9
--	---

大船渡地方振興局長告示

○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業所の指定……	9
○介護保険法施行規則の規定による指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更……	9
○介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業所の指定……	9
○介護保険法施行規則の規定による指定居宅介護支援事業所の指定に係る事業所の所在地の変更……	9

遠野地方振興局長告示

○介護保険法施行規則の規定による指定居宅サービス事業の廃止……	10
○土地改良区役員の退任（遠野市土地改良区）……	10

宮古地方振興局長告示

○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業所の指定……	10
○介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業所の指定……	11
○介護保険法施行規則の規定による指定居宅介護支援事業所の指定に係る事業所の名称の変更……	11

一関保健所長告示

○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業所の指定……	11
------------------------------	----

県議会告示

○公文書開示の実施状況……	11
---------------	----

告 示

岩手県告示第319号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成16年4月20日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 申請のあった年月日 平成16年4月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主

たる事務所の所在地

- (1) 名称 特定非営利活動法人しずくいし
- (2) 代表者の氏名 佐々木政幸
- (3) 主たる事務所の所在地 岩手郡平石町中町7番地4

3 定款に記載された目的 この法人は、私達の暮らす町民と企業や行政とのパートナーシップの具体化に向け地域連携を軸とし地域社会の活性化を図り公共の利益に寄与する事を目的とする。

岩手県告示第320号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成16年4月20日

岩手県知事 増 田 寛 也

なかさと歯科医院

盛岡市緑が丘三丁目2番44号

平成16年
4月12日

医療機関の名称	所 在 地	指定年月 日
---------	-------	-----------

岩手県告示第321号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護又は居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成16年4月20日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 訪問介護

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指定年月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社団法人陸前高田市シルバー人材センター	陸前高田市高田町字中田62番地1	社団法人陸前高田市シルバー人材センター指定訪問介護事業所	陸前高田市高田町字中田62番地1	平成16年 4月9日

2 福祉用具貸与

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指定年月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社コミュニティワークス	二戸市堀野字大川原毛92番9号	有限会社コミュニティワークス介護センターカシオペア	二戸市堀野字大川原毛92番9号	平成16年 4月1日

3 通所介護

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指定年月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社フクシア	盛岡市西青山三丁目40番39号	西青山地域支援センター	盛岡市西青山三丁目40番39号	平成16年 4月9日

4 痴呆対応型共同生活介護

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指定年月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
岩手県高齢者福祉生活協同組合	盛岡市加賀野二丁目8番24号	岩手高齢協ほっとくりやがわ	盛岡市厨川二丁目16番16号	平成16年 4月1日

5 居宅介護支援計画の作成

居 宅 介 護 支 援 事 業 者		居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指定年月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社フクシア	盛岡市西青山三丁目40番39号	西青山地域支援センター	盛岡市西青山三丁目40番39号	平成16年 4月9日
社団法人陸前高田市シルバー人材センター	陸前高田市高田町字中田62番地1	社団法人陸前高田市シルバー人材センター指定居宅介護支援事業所	陸前高田市高田町字中田62番地1	〃

岩手県告示第322号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成16年4月20日

岩手県知事 増 田 寛 也

福祉用具貸与

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃止年月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社フクタ	二戸市堀野字大川原毛92番9号	介護センターカシオペア	二戸市堀野字大川原毛92番9号	平成16年 3月31日

岩手県告示第323号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成16年4月20日

岩手県知事 増 田 寛 也

医療機関の名称	所 在 地	廃止年月日
荻野医院	遠野市上組町3番4号	平成16年3月31日

岩手県告示第324号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成16年4月20日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 定期検査の対象となる特定計量器 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場 所	期 日
陸前高田市	当該市町村で定める場所	平成16年6月28日（午後）から7月2日（午前）まで
平 泉 町	〃	平成16年7月12日（午後）
金ヶ崎町	〃	平成16年7月13日
一 関 市	〃	平成16年7月14日及び15日
衣 川 村	〃	平成16年7月16日（午前）
前 沢 町	〃	平成16年7月26日（午後）から同月28日（午前）
胆 沢 町	〃	平成16年7月28日（午後）及び29日（午前）
水 沢 市	〃	平成16年8月30日（午後）から9月2日（午前）まで
東 山 町	〃	平成16年9月7日（午後）
大 東 町	〃	平成16年9月8日
藤 沢 町	〃	平成16年9月9日
川 崎 村	〃	平成16年9月10日（午前）
千 厩 町	〃	平成16年9月14日（午後）及び15日（午前）
室 根 村	〃	平成16年9月15日（午後）及び16日（午前）
花 泉 町	〃	平成16年9月21日及び22日
大船渡市	〃	平成16年9月27日（午後）から10月1日まで

北 上 市	〃	平成16年10月18日（午後）から同月21日まで
大 槌 町	〃	平成16年10月25日（午後）から同月27日（午前）まで
湯 田 町	〃	平成16年10月28日（午後）
沢 内 村	〃	平成16年10月29日（午前）
宮 守 村	〃	平成16年11月1日
住 田 町	〃	平成16年11月2日
江 刺 市	〃	平成16年11月8日（午後）から同月10日まで
大 迫 町	〃	平成16年11月11日
東 和 町	〃	平成16年11月12日
石鳥谷町	〃	平成16年11月15日
花 巻 市	〃	平成16年11月16日から同月19日まで

岩手県告示第325号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第37条第1項の規定により、定めた県営土地改良事業計画を次のとおり変更した。

なお、同法第37条の3第6項において準用する同法第37条第5項の規定により、平成16年4月23日から同年5月26日まで関係書類を縦覧に供する。

平成16年4月20日

岩手県知事 増 田 寛 也

地 区 名	縦 覧 書 類	縦 覧 場 所
古城北部	当該事業計画に係る土地改良事業計画書の写し	前沢町役場

岩手県告示第326号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、山形村土地分類調査を平成16年4月12日次のとおり国土調査として指定した。

平成16年4月20日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 調査を行う者の名称 山形村
- 2 調査地域 山形村全域
- 3 調査内容 土地利用現況調査
- 4 調査期間 平成16年4月12日から平成17年3月31日まで

岩手県告示第327号

土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨北上市長から届出があった。

平成16年4月20日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 北上市黒岩4地割に編入する区域

北上市黒岩3地割157の一部、158の一部、159から162まで、
220、224の2の一部、225の一部、226の2の一部、239から241
まで、246の一部、247の一部、253の2の一部

2 北上市黒岩9地割に編入する区域

(1) 北上市黒岩10地割86から88までの各一部、169の一部、179
の一部、181の一部、182、183の一部

(2) 北上市黒岩13地割3から6まで、10、11の一部、14、15の
1、15の2の一部、16から26まで、39の一部、69の2、71の
一部、72、73、74の2の一部

(3) 北上市黒岩14地割69、70の1、70の2、72の1、91から98
まで、109の2、126の2、130の2、131

3 北上市黒岩10地割に編入する区域

北上市黒岩9地割122の一部、157の一部

4 北上市黒岩14地割に編入する区域

北上市黒岩15地割50の2の一部、71の2の一部、77の2の一
部

5 北上市黒岩15地割に編入する区域

(1) 北上市黒岩9地割66の一部、68から70までの各一部、92の
一部、116の一部、123の2の一部、130の一部、139の一部

(2) 北上市黒岩14地割48の一部、53の1の一部、54の1の一部、
55の1の一部、55の2の一部、56の1、56の2、57の1、57
の2、58の1、58の2、59の1、60の1、61の1、62の1、
99の一部、102の2、104、116、118の一部、122

備考 関係図面は、北上市役所に備えておいて縦覧に供する。

岩手県告示第328号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において
準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営八幡東
部地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地
を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地
として指定した。

平成16年4月20日

岩手県知事 増 田 寛 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減 じる地 積
稗貫郡石鳥谷町 八幡第8地割	212番	田	田	1,917	110
〃	265番	〃	〃	2,503	90
稗貫郡石鳥谷町 八幡第9地割	22番	〃	〃	1,004	170
〃	68番1	〃	〃	1,404	110
〃	69番1	〃	〃	1,940	110
稗貫郡石鳥谷町 八幡第10地割	30番2	〃	〃	1,347	110
〃	44番1	〃	〃	4,554	130
〃	55番1	〃	〃	515	110
〃	87番1	〃	〃	1,022	110
〃	123番	〃	〃	446	110
稗貫郡石鳥谷町 八幡第11地割	56番	〃	〃	1,004	110

〃	60番	〃	〃	1,014	90
〃	77番1	〃	〃	855	110
稗貫郡石鳥谷町 八幡第12地割	23番	〃	〃	1,044	110
〃	28番	〃	〃	1,008	110
〃	36番	〃	〃	1,001	110
〃	38番	〃	〃	1,008	110
〃	64番1	〃	〃	911	110
〃	85番1	〃	〃	887	110
〃	107番1	〃	〃	519	110
〃	108番	〃	〃	1,011	90
〃	126番1	〃	〃	499	110
稗貫郡石鳥谷町 八幡第13地割	4番2	〃	〃	641	110
〃	61番1	〃	〃	919	90
〃	70番1	〃	〃	570	90
〃	201番1	〃	〃	272	110
〃	215番1	〃	〃	749	179
稗貫郡石鳥谷町 八幡第14地割	2番1	〃	〃	910	110
〃	7番1	〃	〃	901	110
〃	101番	〃	〃	1,269	90
稗貫郡石鳥谷町 八幡第16地割	2番2	〃	〃	1,001	90
〃	6番1	〃	〃	1,054	110
〃	24番4	〃	〃	1,004	110
〃	25番1	〃	〃	1,014	90
〃	37番1	〃	〃	902	90
〃	56番1	〃	〃	985	110
稗貫郡石鳥谷町 八幡第20地割	9番	〃	〃	1,030	110
〃	12番	畑	〃	919	110
〃	49番	田	〃	545	110
〃	61番4	〃	〃	1,004	90
〃	65番1	〃	〃	923	110
〃	69番	〃	〃	777	90
〃	81番1	〃	〃	1,258	110
〃	96番	〃	〃	935	90
〃	121番	〃	〃	755	90
〃	136番	畑	〃	3,017	110
〃	165番	〃	畑	1,353	90
〃	167番	田	田	636	90
〃	177番	〃	〃	507	110
〃	181番	〃	〃	918	155
〃	195番2	〃	〃	603	110
〃	212番	〃	〃	473	110
〃	222番	〃	〃	869	70
〃	223番	〃	〃	891	90
〃	238番	〃	〃	690	110
〃	265番	〃	〃	954	110
〃	274番	〃	〃	846	90
稗貫郡石鳥谷町 八幡第21地割	5番	〃	〃	1,004	110
〃	40番1	〃	〃	561	90
〃	43番	〃	〃	1,047	90
〃	49番	〃	〃	1,114	110

〃	57番	〃	〃	1,428	90
稗貫郡石鳥谷町 八幡第22地割	17番1	〃	〃	419	110
〃	30番	〃	〃	995	110
〃	35番	〃	〃	1,001	170
〃	38番	〃	〃	1,001	90
〃	55番2	〃	〃	442	90
〃	119番	〃	〃	1,080	140
稗貫郡石鳥谷町 八幡第23地割	19番	〃	〃	1,004	110

岩手県告示第329号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成16年4月20日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 釜石市天神町189の16、189の17
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

岩手県告示第330号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定（平成13年岩手県告示第859号）で告示した米崎町加入区についての指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、消滅した。

平成16年4月20日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県告示第331号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定（平成13年岩手県告示第406号）で告示した広田町加入区についての指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、消滅した。

平成16年4月20日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県告示第332号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定（平成14年岩手県告示第14号）で告示した小友加入区についての指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、消滅した。

平成16年4月20日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県告示第333号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定（平成13年岩手県告示第528号）で告示した気仙町加入区についての指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、消滅した。

平成16年4月20日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県告示第334号

漁船損害補償法の規定による加入区の指定の変更（昭和36年岩手県告示第94号）は、廃止する。

平成16年4月20日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県告示第335号

漁船損害補償法の規定による加入区として指定されたとみなされたもの（昭和36年岩手県告示第50号）の一部を次のように改正する。

平成16年4月20日

岩手県知事 増 田 寛 也

表中

気仙町加入区	陸前高田市気仙町、矢作町のうち県道水沢気仙線以東、基点字大島部2番地の1地先道路上より50度の方位線以南、竹駒町のうち県道世田米高田線以西、前記基点より50度の方位線以南及び高田町のうち大船渡線以西の字中川原の区域	を
広田町加入区	陸前高田市広田町一円	
末崎加入区	大船渡市末崎町一円	
末崎加入区	大船渡市末崎町一円	に

改める。

岩手県告示第336号

漁船損害補償法の規定による加入区の指定（昭和36年岩手県告示第49号）の一部を次のように改正する。

平成16年4月20日

岩手県知事 増 田 寛 也

表中

高田町加入区	陸前高田市高田町一円	
米崎町加入区	陸前高田市米崎町一円	を
小友加入区	陸前高田市小友町一円	
広田湾加入区	陸前高田市気仙町、高田町、米崎町、小友町及び広田町	に

改める。

岩手県告示第337号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成16年4月20日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 基本測量を実施する地域 水沢市、江刺市、釜石市、遠野市、花巻市、東磐井郡大東町、岩手郡滝沢村及び雫石町、下閉伊郡川井村及び新里村、稗貫郡石鳥谷町、紫波郡紫波町、九戸郡山形村
- 2 基本測量を実施する期間 平成16年5月10日から平成17年2月27日まで
- 3 基本測量を実施する種類 基本測量

岩手県告示第338号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、基本測量の実施(平成15年岩手県告示第406号)で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から通知があった。

平成16年4月20日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県告示第339号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成16年4月20日

岩手県知事 増 田 寛 也

1(1) 処分をした年月日 平成16年3月19日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社丸誠重機

イ 主たる営業所の所在地 胆沢郡胆沢町若柳字下横沢原210番地

ウ 代表者の氏名 門間誠太郎

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-12)第6106号

(3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成16年3月17日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

2(1) 処分をした年月日 平成16年3月19日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 丸新電設株式会社

イ 主たる営業所の所在地 北上市和賀町横川目12地割153番地

ウ 代表者の氏名 白井正信

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-12)第6266号

(3) 処分の内容 ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成16年3月10日付けでほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

3(1) 処分をした年月日 平成16年2月20日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 中央総合建装

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市中太田新田25地割378番地

ウ 代表者の氏名 田面山智

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-12)第6285号

(3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成16年2月10日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

4(1) 処分をした年月日 平成16年3月24日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社盛田建設

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市本町通一丁目11番19号

ウ 代表者の氏名 内田耕作

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-12)第7045号

(3) 処分の内容 土木工事業及びびとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成16年3月23日付けで土木工事業及びびとび・土工工事業に関する一般建設業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成16年2月18日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社千葉冷機

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上堂三丁目9番41号

ウ 代表者の氏名 千葉晃

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-12)第7736号

(3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成16年2月16日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成16年2月16日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社伊東理水設備

イ 主たる営業所の所在地 水沢市字釜田138番地6

ウ 代表者の氏名 伊東博

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-12)第8462号

(3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成16年2月13日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成16年3月1日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社菅原建設

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村滝沢字牧野林958番地2

ウ 代表者の氏名 菅原秀治

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-13)第7113号

(3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成16年2月27日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成16年2月25日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社高橋工業

イ 主たる営業所の所在地 北上市相去町荒屋敷9番地1

ウ 代表者の氏名 高橋二三四

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-13)第8015号

(3) 処分の内容 左官工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成16年2月23日付けで左官工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 平成16年3月3日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 八星土木

イ 主たる営業所の所在地 東磐井郡千厩町千厩字久保田90番地2

ウ 代表者の氏名 小野寺巳喜夫

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-13)第8862号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、
ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の
取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成16年3月1日付けで土木工
事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施
設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第
1項第4号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成16年3月18日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 合資会社富岡鉄工所

イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町桜町字下川原35番
地1

ウ 代表者の氏名 富岡廣

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第1295号

(3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の
取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成16年3月2日付けで消防施
設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第
1項第4号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成16年1月19日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社中屋電気

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市北山一丁目17番53号

ウ 代表者の氏名 中屋國男

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第4495号

(3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消
し

(4) 処分の原因となった事実 平成16年1月15日付けで電気工
事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項
第4号に該当する。

12(1) 処分をした年月日 平成16年3月18日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 宮城開発株式会社

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市中央通一丁目13番55号

ウ 代表者の氏名 宮城政章

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第9761号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイ
ル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一
般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成16年3月15日付けで建築工
事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック
工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業を廃止した旨
の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

13(1) 処分をした年月日 平成16年2月27日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社東北セーフティーステップ

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村滝沢字湯舟沢105
番地8

ウ 代表者の氏名 裴岩泰平

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第20245号

(3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成16年2月26日付けで管工事
業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第

4号に該当する。

14(1) 処分をした年月日 平成16年2月18日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社佐藤技建

イ 主たる営業所の所在地 江刺市南町5番10号

ウ 代表者の氏名 佐藤清

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第60066号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイ
ル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業及び造園工事
業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成16年2月16日付けで建築工
事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック
工事業、内装仕上工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出
があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

15(1) 処分をした年月日 平成16年2月18日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 北水建設工業株式会社

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市名須川町18番16号

ウ 代表者の氏名 伊藤篤宏

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-14)第814号

(3) 処分の内容 大工工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業
に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成16年2月6日付けで大工工
事業、屋根工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出が
あり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

16(1) 処分をした年月日 平成16年3月18日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 合資会社富岡鉄工所

イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町桜町字下川原35番
地1

ウ 代表者の氏名 富岡廣

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-14)第1295号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、
管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、
塗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の
取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成16年3月2日付けで土木工
事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工
事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道
施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条
第1項第4号に該当する。

17(1) 処分をした年月日 平成16年2月18日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社佐藤技建

イ 主たる営業所の所在地 江刺市南町5番10号

ウ 代表者の氏名 佐藤清

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-14)第60066号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、
鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施
設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成16年2月16日付けで土木工
事業、とび・土工工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装
工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨
の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

18(1) 処分をした年月日 平成16年 2月27日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社サトー

イ 主たる営業所の所在地 江刺市愛宕字朴ノ木10番地 1

ウ 代表者の氏名 佐藤千代

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-15)第60084号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成16年 2月26日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第 1 項第 4 号に該当する。

岩手県告示第340号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成16年 4月20日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 道路の種類 県道

2 路線名 前沢東山線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧 の別	敷地の幅員	延 長
-----	----------	-------	-----

東磐井郡東山町長坂字平林
107番 1 地先から字北磐井
里50番 1 地先まで

	新	27.0~10.5 m	522.7 m
	旧	26.0~10.5	523.8

4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

(1) 場所 千厩地方振興局土木部

(2) 期間 平成16年 4月20日から同年 5月20日まで

岩手県告示第341号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成16年 4月20日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 路線名 前沢東山線

2 供用開始の区間 東磐井郡東山町長坂字平林107番 1 地先から字北磐井里50番 1 地先まで

3 供用開始の期日 平成16年 4月20日

4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

(1) 場所 千厩地方振興局土木部

(2) 期間 平成16年 4月20日から同年 5月20日まで

盛岡地方振興局長告示

盛岡地方振興局長告示第20号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の 4 第 1 項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成16年 4月20日

盛岡地方振興局長 長 澤 忠 雄

身体障害者居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
03000100157111	三矢ケアサービス指定訪問介護事業所	盛岡市神子田町 8 番17号	有限会社三矢ケアサービス	平成16年 3月29日
03000100158119	城南ヘルパーステーション	盛岡市神明町 8 番 4 号	社会福祉法人千晶会	平成16年 3月31日

盛岡地方振興局長告示第21号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成16年 4月20日

盛岡地方振興局長 長 澤 忠 雄

身体障害者居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
03000100096111	富士見荘指定訪問介護事業所	岩手郡松尾村柏台二丁目 9 番 3 号	岩手郡松尾村柏台二丁目 9 番 1 号	平成16年 4月 1 日

千厩地方振興局長告示

千厩地方振興局長告示第11号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成16年 4月20日

千厩地方振興局長 沖 正 博

身体障害者居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
03000100150116	やまゆりヘルパーステーション	東磐井郡千厩町千厩字石堂38番地4	東磐井郡千厩町千厩字宮敷45番地1	平成16年3月15日

大船渡地方振興局長告示

大船渡地方振興局長告示第4号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年 4月20日

大船渡地方振興局長 阿 部 健

訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0371000167	社団法人陸前高田市シルバー人材センター指定訪問介護事業所	陸前高田市高田町字中田62番地1	社団法人陸前高田市シルバー人材センター	平成16年4月1日

大船渡地方振興局長告示第5号

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成16年 4月20日

大船渡地方振興局長 阿 部 健

訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0370300063	富美岡荘ホームヘルプ事業所	大船渡市猪川町字富岡148番地	大船渡市盛町字内ノ目11番地2	平成16年1月5日

大船渡地方振興局長告示第6号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成16年 4月20日

大船渡地方振興局長 阿 部 健

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0371000175	社団法人陸前高田市シルバー人材センター指定居宅介護支援事業所	陸前高田市高田町字中田62番地1	社団法人陸前高田市シルバー人材センター	平成16年4月1日

大船渡地方振興局長告示第7号

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第133条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成16年 4月20日

大船渡地方振興局長 阿 部 健

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
0370300022	大船渡市福祉の里指定居宅介護支援事業所	大船渡市猪川町字富岡148番地	大船渡市盛町字内ノ目11番地2	平成16年 1月5日

遠野地方振興局長告示

遠野地方振興局長告示第6号

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条第3項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成16年 4月20日

遠野地方振興局長 馬 場 明 雄

通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370800088	ふれあいホーム踊鹿	遠野市青笹町糠前第9地割7番地1	平成16年3月31日

遠野地方振興局長告示第7号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、遠野市土地改良区(遠野市)から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成16年 4月20日

遠野地方振興局長 馬 場 明 雄

理事

菊 池 清 茲 遠野市青笹町青笹4地割56番地1

宮古地方振興局長告示

宮古地方振興局長告示第11号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年 4月20日

宮古地方振興局長 山 瀬 宗 光

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0370200321	有限会社川崎タクシー介護支援センター	宮古市築地一丁目1番44号	有限会社川崎タクシー	平成16年 4月1日

2 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0370200339	ふれあいステーション・あい	宮古市保久田6番8号	特定非営利活動法人ふれあいステーション・あい	平成16年 4月1日

3 痴呆対応型共同生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0373000710	グループホームたのはた虹の家	下閉伊郡田野畑村田野畑120番地18	社会福祉法人寿生会	平成16年 4月1日

4 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0370200313	株式会社ケア・テック宮古営業所	宮古市崎欽ヶ崎第1地割字寒風11番26号	株式会社ケア・テック	平成16年4月1日

宮古地方振興局長告示第12号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成16年4月20日

宮古地方振興局長 山 瀬 宗 光

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0370200339	居宅介護支援事業所あい	宮古市保久田6番8号	特定非営利活動法人ふれあいステーション・あい	平成16年4月1日

宮古地方振興局長告示第13号

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第133条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成16年4月20日

宮古地方振興局長 山 瀬 宗 光

介護保険事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0373000470	田野畑村在宅介護支援センター	田野畑村居宅介護支援事業所	下閉伊郡田野畑村田野畑120番地3	平成16年4月1日

一関保健所長告示

一関保健所長告示第1号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年4月20日

一関保健所長 野 村 暢 郎

訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0372700666	訪問看護ステーションやまゆり	東磐井郡千厩町千厩字宮敷45番1	医療法人三秋会	平成16年4月1日

県 議 会 告 示

岩手県議会告示第4号

岩手県議会情報公開条例(平成11年岩手県条例第61号)第35条の規定により、平成15年度における公文書の開示についての実施状況を次のとおり公表する。

平成16年4月20日

岩手県議会議長 藤 原 良 信

1 公文書の開示請求及び開示決定等の件数

開示請求	開示決定
	開 示 部分開示

19	19	19	0
----	----	----	---

2 不服申立ての状況

該当なし。

3 訴訟の状況

該当なし。

岩手県報 第10350号
平成16年 4 月20日 印 刷
平成16年 4 月20日 発 行
発 行 人 岩 手 県

発行日 毎週火・金曜日 (これらの日が休日に当たるときは、その翌日)

購読料 1 箇月 3,400円 (送料共)

印 刷 者 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 山 口 徳 治 郎
印刷兼発売所 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 山口北州印刷株式会社